

福岡県が農林漁業セーフティネット資金を 借りた方の金利負担を軽減します

〔対 象 者〕 中東情勢の影響を受けた福岡県内の農林漁業者

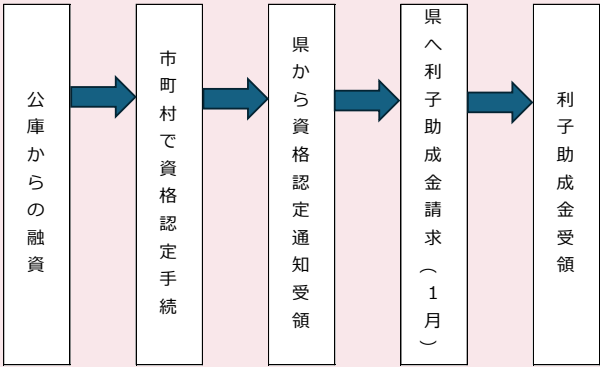
〔対象条件〕 以下の両方の条件を満たす必要があります。

- ① 農林漁業セーフティネット資金（運転資金）の融資を受けていること。（※ 1）
- ② ①について中東情勢の影響による国の特例措置の利子助成（貸付当初 5 年間 2%上限）を受けていること（※ 1）

〔対象融資限度額〕 1 件あたり 1,200 万円又は年間経営費等 12/12（※ 2）

〔利子助成期間〕 貸付実行日から 5 年間

（資格認定に必要な書類（資格認定書類）） ・ 公庫資金利子助成適格認定申請書(福岡県様式第 1 号の 4)
・ 農林漁業セーフティネット資金の「契約内容のご案内」（※ 3）と「償還予定表」（※ 3）
なお、法人の場合は役員名簿（福岡県様式第 1 号の 5）も必要です。



※資格認定に係る様式については、下記リンクの福岡県のホームページの下部に掲載しております様式をダウンロードください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigaitaisaku-sikin.html>
※利子助成金の請求手続きは、資格認定とは別途に必要です。

〔資格認定書類提出先〕 お住まいの市町村（農林漁業金融担当部署等）

〔お問い合わせ・利子助成金請求先〕 お住まいの地域の県農林事務所等

対象	窓口	所在地	電話番号
農業・林業	福岡農林事務所	〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1 丁目8-8 福岡西総合庁舎（6 階）	農業 092-735-6124
			林業 092-735-6138
	朝倉農林事務所	〒838-0068 朝倉市大字甘木2014-1 朝倉総合庁舎（農業は 3 階・林業は 4 階）	農業 0946-22-3179
			林業 0946-22-6585
	八幡農林事務所	〒807-0831 北九州市八幡西区則松 3 丁目7-1 八幡総合庁舎（4 階）	農業 093-601-8852
			林業 093-601-5567
	飯塚農林事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎（4 階）	農業 0948-21-4954
			林業 0948-21-4966
漁業	筑後農林事務所	〒833-0041 筑後市大字和泉字九郎地山606-1 （農業は1階・林業は2階）	農業 0942-52-5107
			林業 0942-52-5188
	行橋農林事務所	〒824-0005 行橋市中央 1 丁目2-1 行橋総合庁舎（3 階）	農業 0930-23-0383
			林業 0930-23-0388
漁業	漁業管理課	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7（県庁5階北側）	092-643-3554

★ 受付時間
平日 8：30～17：15

漁業の方は
漁業管理課へ

※ 1 農林漁業セーフティネット資金の融資については、株式会社日本政策金融公庫福岡支店（電話：092-451-1780）へお尋ねください。
※ 2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に限りです。
※ 3 株式会社日本政策金融公庫から農林漁業セーフティネット資金を借りた際に受領するものです。